

公的年金 ～詳論～2.

国民年金法 第 27 条の 3 (改定率の改定等)

1. 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される改定率(以下「基準年度以後改定率」という。)の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。
2. 次の各号に掲げる場合における基準年度以後改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。
 - 一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以上となる時 名目手取り賃金変動率
 - 二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 一
3. 前二項の規定による基準年度以後改定率の改定の措置は、政令で定める。

概論：いわゆる“既裁定者”の改定率の改定

1. 受給権者が 65 歳に達した日(誕生日の前々日)の属する年度の初日の属する年(α)の三年後の年の 4 月 1 日の属する年度($\alpha + 3$)以後において適用される改定率(つまりは、68 歳に達した日の属する年度以後に適用される改定率)の改定は物価変動率を基準とする。

$$\text{基準年度以後改定率} = \text{前年度の改定率} \times \text{物価変動率}$$

2. 改定率の改定の基準は次のとおりとする。(原則として、物価変動率を基準としたうえで、次の場合の取扱を示している。)

要件	改定率の基準	改定率
原則	物価変動率	前年度の改定率 \times 物価変動率
$1 \leq \text{名目手取り賃金変動率} < \text{物価変動率}$	名目手取り賃金変動率	前年度の改定率 \times 名目手取り賃金変動率
名目手取り賃金変動率 $< 1 < \text{物価変動率}$	1	前年度の改定率 $\times 1$

3. 改定率の改定措置は政令(国民年金法による改定率の改定に関する政令)で定める。